

# 福祉用具貸与価格の 上限設定の見直し等について

- 福祉用具貸与について、商品ごとの全国平均貸与価格の公表や、貸与価格の上限設定を行う(平成30年10月)。
- 福祉用具専門相談員に対して、商品の特徴や貸与価格、当該商品の全国平均貸与価格を説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づける。

### 福祉用具貸与

- 福祉用具貸与について、平成30年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行う。また、詳細について、以下の取扱いとする。
  - ・ 上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格＋1標準偏差（1SD）」を上限とする。
  - ・ 平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとする。
  - ・ 公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う。
  - ・ 全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。なお、上記については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。
- 利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。
  - ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
  - ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
  - ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

## 上限設定後の影響

- 令和元年度の調査結果では、概ね以下の内容が確認された。
  - ・ 上限設定による貸与額について、平成29年10月貸与分と平成30年10月貸与分を比較すると、貸与価格の上限を超えない貸与の中では、貸与額の増加分が減少分を若干上回るものの、貸与価格の上限を超える貸与の貸与額減少分の効果が大いことから、全体で見ると適正化が図られている。
  - ・ 上限設定当初の平成30年10月貸与分と令和元年9月貸与分の貸与価格を比較すると、貸与価格に変化のないレコードは99.1%であり、全体的にみると不適切に価格を値上げした状況は見られず、各貸与事業所において1年経っても継続的に適切な対応がなされている。
  - ・ 一方、経営面をみると、
    - ① 福祉用具貸与事業所のうち約6割以上がレンタル卸事業者を利用しているが、職員5人以下の事業所が6割、職員10人以下でも8割に留まっており、小規模事業所が多いため価格交渉力が弱く、平成30年11月以降で値下げ交渉を実施した事業所が3割超となっている。
    - ② 平成29年度と平成30年度の収益の変化をみると、商品カタログの修正に係る経費やシステム改修などの「その他の費用」の介護保険請求額に占める割合が25.9%から27.0%に増加しており、上限設定によりコストが増加している。
  - ・ 他方、サービス内容の変化を見てみると、上限設定以降もアセスメントの実施方法等やモニタリングの頻度、メンテナンスの頻度について、平成30年11月以降も「特に変更していない」と回答した事業所が約9割であり、厳しい経営状況にも関わらず、サービスの質の維持・向上に努めている事業所が大勢を占めている。

## 対応

- 全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定については、一定の適正化効果が見られることから継続しつつも、毎年度見直しても十分な適正化効果が得られない一方、事業所負担が大きいことから、他サービスと同様、「3年に1度」の見直しとする。その際、貸与事業所等のシステム改修等の準備期間を考慮して令和3年度からの見直しとし、令和2年度は今年度同様、新商品に係る全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定のみを行うこととする。なお、福祉用具貸与事業所に対して、共同購入などの効率的な事業運営を行う先進事例を収集し、経営努力を促していく。

# 全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定の見直し

- 福祉用具については、平成30年10月から商品ごとに全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定（全国平均貸与価格＋1標準偏差）を実施し、貸与価格の適正化を図ってきたところ。
- 施行当初は、施行後の実態を踏まえつつ、概ね1年に1度の頻度で見直すこととされたが、今年6月に開催した第177回介護給付費分科会において、事業所負担が大きいこと等から、令和3年度以降は3年に1度の頻度で見直すこととした（新商品は3か月に1度の頻度（変更なし））。
- 今後の見直しに向けたスケジュールについては、事業所の準備期間等の一定の配慮が必要なため、令和2年10月中に公表し、令和3年度以降においても上限設定の公表は概ね6ヶ月前に行うとともに、平均貸与価格は公表前の概ね3か月間の平均価格を算出するものとする。

<これまでの公表実績（3,582商品）>

公表時期	公表商品数	適用時期	備考
①平成30年7月	2,807	平成30年10月	
②平成31年4月	419（新商品）	平成31年10月	初回公表2,807商品及び新商品419商品につき、消費税増税分を反映の上、公表。
③令和元年7月	77（新商品）	令和2年1月	概ね3ヶ月に1度、新商品に係る全国平均貸与価格・貸与価格の上限を公表
④令和元年10月	84（新商品）	令和2年4月	
⑤令和2年1月	64（新商品）	令和2年7月	
⑥令和2年5月	70（新商品）	令和2年10月	
⑦令和2年7月	61（新商品）	令和3年1月	